

(別添)

## 平成28年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

平成28年7月  
国土交通省自動車局

### 第1 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、本年1月には、軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えた。本年6月に国土交通省がとりまとめた総合的対策の中には、特に老朽化したバスを念頭に、車齢に応じた整備をバス事業者に求めていくことが盛り込まれている。

中古のバスも数多く使用されているという現実の中で、バスの火災事故も目立ってきていることをはじめ、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生していることから、安全確保のために確実な点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）を行うことが、ますます重要となっている。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求めることとする。

### 第2 実施機関

国土交通省、自動車関係30団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体（別紙2）で構成する「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

### 第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、平成28年9月1日（木）から10月31日（月）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

### 第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等を行うこととし、特に「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記1.の重点事項を目的とした2.の事項を実施する。

#### 1. 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性の啓発（女性、10代から30代の自動車ユーザー、長期使用車両の自動車ユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO2削減効果をいう。以下同じ。）の積極的な啓発

#### 2. 実施事項

- (1) 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

##### ① イベント等の実施【主な目的：1. (1) (3)】

- 1) 「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するための記者発表を皮切りに、全国各地において「自動車点検整備推進運動強化月間」関連のイベントを開催する。
- 2) イベントの開催にあたり、ラジオ・雑誌等による広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。
- 3) 幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。

##### ② 総合的な広報・啓発活動の実施【主な目的：1. (1) (2) (3)】

- 1) 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、女性や10代から30代の記憶に残るようなデザインとすることをコンセプトに作成していることを踏まえ、週末のイベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
- 2) 国土交通省、協議会及び連絡会の各団体並びに自動車整備事業者が保有する車両の点検整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

##### ③ 講習や無料点検等の実施【主な目的：1. (1) (3)】

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、次の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

- ・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）
- ・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）

④ 整備不良等に起因する事故等防止の啓発【主な目的：1. (1) (2)】

エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付け、ブレーキペダルの戻り不良による車両火災事故、ブレーキ液やブレーキホースの劣化による車両事故、バッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。

また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。

⑤ 出前講座等の実施【主な目的：1. (1) (3)】

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車専門学校等に赴き、次の資料等を活用し、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する出前講座を行うよう努める。

- ・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）
- ・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、強化月間中であることも踏まえつつ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性と方法について、特に強力で指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

(2) 自動車ユーザーに対する調査・指導等

① 前検査受検車両の定期点検整備の推進【主な目的：1. (1) (2)】

前検査を受検した自動車ユーザーについて、定期点検の実施を呼びかけるとともに、ハガキによる定期点検の実施状況調査を拡充する。

また、前検査を行おうとする事業者等（自家用大型貨物車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況の確認を強化し、定期点検の確実な励行を指導する。

② 不正改造車ユーザーへの警告【主な目的：1. (1) (2)】

「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車・黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。

③ 重点点検の実施【主な目的：1. (1) (2)】

大型車については、ホイールの取付状態や燃料装置等の国土交通省が選定する重点箇所に係る点検を実施するとともに、事業用自動車について、黒煙濃度の悪

化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等の点検・整備を実施する。

特に今年度は、次の資料等を活用し、タイヤ・ホイールの確実な点検・整備、火災防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。

- ・「ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加！」（平成27年8月プレス資料）
- ・「事業用バス火災事故の防止の徹底について」（平成28年2月プレス資料）
- ・「全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました。」（平成28年4月プレス資料）

- ④ 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発【主な目的：1. (1) (2)】  
「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車・黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

また、整備事業に入庫した一般整備車両に対しては自動車ユーザーの理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。

- ⑤ 公用車の点検整備【主な目的：1. (1)】

国土交通省、他省庁、地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況等を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。

## 第5 実施運営

1. 国土交通省自動車局は、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対して本運動の趣旨、実施事項等を通知する。
2. 地方運輸局等は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、本運動を推進するとともに、協議会の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

## 第6 報告

1. 地方運輸局等は、本運動の強化月間中の取り組みについて、その実施結果を平成28年11月末までに国土交通省自動車局に報告する。
2. 協議会及び連絡会構成団体等は、強化月間終了後、平成28年11月末までに実施結果を取りまとめ、国土交通省自動車局に報告する。